

带状疱疹ワクチン定期接種 事務の手引き

带状疱疹ワクチン定期予防接種の実施にあたっては、「予防接種法（昭和23年法律第68号）」及び「定期接種実施要領」、「神戸市定期予防接種及び行政措置費用助成要綱」に基づき、本手引きに定める方法により接種及びその事務を行うこと。

1. 定期接種の対象者

接種日現在、神戸市民で、下記（1）（2）（3）のいずれかに該当するもの

- （1）当年度に65歳となる者
- （2）60～64歳のヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（概ね、身体障害者程度等級1級に相当）。
- （3）当年度70歳から100歳までの5歳刻みの年齢に到達する者（令和11年度までの経過措置）101歳以上は令和7年度のみ接種対象

※原則、過去に带状疱疹ワクチンを接種した者を除く（ただし、ワクチンの効果や既往歴等を踏まえて医師が必要と判断した場合は定期接種の対象となる。）

<市内に住民登録があり、やむを得ず他市区町村などで接種する者の取り扱い>

市外の施設・医療機関等に入所・入院中、または基礎疾患を持ち、かかりつけ医が市外である等のやむを得ない理由により市外での接種を希望する者については、予防接種実施依頼書等を発行し（事前申請）、神戸市が接種を助成する。

<市外に住民登録があり、神戸市内で接種を希望する者の取り扱い>

市外に住民登録がある者は、原則、住民登録のある市区町村の制度に基づいて接種を行う。

3. 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

2. 使用するワクチン及び接種回数

乾燥弱毒生水痘ワクチン（ビケン）：1回

乾燥組換え带状疱疹ワクチン（シングリックス）：2回

3. 自己負担額

乾燥弱毒生水痘ワクチン：4,000円

乾燥組換え带状疱疹ワクチン：10,000円×2回

4. 予防接種を実施する医療機関

神戸市長と予防接種業務に関する契約を締結した医療機関、契約を締結した団体に所属

する協力医療機関、及び市外の医療機関。

ただし、接種を希望する者が寝たきり等の理由から、当該医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反応対策等の十分な準備がなされた場合に限り、当該医師による接種を希望する者が生活の本拠を有する自宅、入所施設等において実施しても差し支えない。

5. 長期療養特例

「特別の事情」がなくなったときから1年とする。特例の対象となる上限年齢は設けない。

【医療機関向け】

1. 予防接種券について

- 対象者へは事前に「予防接種券」を交付している。

使用可能な「予防接種券」は以下の通りとする

	組換えワクチン1回目 生ワクチン	組換えワクチン2回目
独自補助を利用し組換えワクチンを1回接種済の場合		○
組換えワクチンを接種する場合	○	○
生ワクチンを接種する場合	○	

- 「予防接種券」は「接種済証」及び「請求券」にもなっているため、接種をする際は必ず対象者から「予防接種券」を受領すること。

2. 接種時の留意点

(1) 接種前

<対象者の確認>

- 本人確認書類に基づき住所、氏名、生年月日により対象となるか確認する
- 無料対象者については、P3【無料対象であることの証明書】にて確認を行い、「予防接種」裏面の医療機関記入欄へ✓を入れる。

【留意事項】

1. 带状疱疹にかかったことのある者についても定期接種の対象とする。
2. 既に一部の接種（乾燥組み換え带状疱疹ワクチン）を任意接種として行った方へは、残りの接種を定期接種として扱う。
3. 既に带状疱疹ワクチンの接種を完了している方の再接種については、医師が「当該予防接種を行う必要がある。」と判断された場合は対象となりえるが、国が示す効果の期間内の再接種については原則避けること。

<接種の意思の確認>

- あらかじめ「带状疱疹の予防接種を受ける前にお読みください」等を用い、予防接種

の有効性や副反応等並びに予防接種健康被害救済制度について十分説明し、接種について同意した者のみに接種する。

- 対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認して差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならない。

<予診>

- 予診の結果、予防接種を受けることが適当でない者（「予防接種法施行規則」第2条及び「予防接種実施規則」第6条に規定）には、当日の接種を行ってはならない。
- 予防接種を行うに際して注意を要する者（「定期接種実施要領」第1総論の7（1）のエに記載）に接種を行う場合は、接種を希望する意思を確認した上で、説明に基づく同意を確実に得る。

(2) 接種について

- 予防接種関係法令、定期接種実施要領及びワクチン添付文書に基づき、実施する。

ワクチンの種類	乾燥弱毒生水痘ワクチン	乾燥組換え带状疱疹ワクチン
接種量・回数	0.5ml を 1 回皮下に接種	1 回 0.5ml を 2 か月以上、標準的には 2 月の間隔をおいて 2 回筋肉内に注射すること。当該方法をとることができない場合でも 1 回目の接種から 6 月までに 2 回目の接種を完了することが望ましい。（注3）
接種できない方	病気や治療によって、免疫が低下している方	免疫の状態に関わらず接種可能
接種に注意が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後 3 か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後 6 か月以上置いて接種する。	筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は 注意が必要。

（注3）疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下したものの又は免疫機能が低下する可能性がある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者に対し、1 か月以上の間隔を置いて 2 回筋肉内に接種しても差し支えない。

- 乾燥弱毒生水痘ワクチンとそれ以外の注射生ワクチンの接種間隔は27日の間隔を置くこと
- 同時接種は医師が特に必要と認めた場合に行うこととする。
- 带状疱疹ワクチンの交互接種（2回の接種が必要な組換えワクチンのうち、1回目に組換えワクチンを接種し2回目を組換えワクチンの代わりに生ワクチンを接種）については認められない。

（参考）带状疱疹ワクチンの効果

		生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK社）
带状疱疹に対するワクチンの効果（報告）	接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
	接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
	接種後10年時点	—	7割程度の予防効果

(3) 接種後

<被接種者への説明事項>

- ・ 接種後 24 時間（特に接種後 30 分以内）は、副反応の出現に注意し、観察しておく必要がある。
- ・ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けること。

<接種済証の交付>

- ・ 被接種者に、「予防接種券」の「**接種済証**」を切り取りを交付する。
- ・ 被接種者が寝たきり等の理由から居宅で接種した場合など、アナフィラキシーショック等、万一の副反応発生時の連絡方法等を指示しておくこと。

<予診票の保管・その他>

- ・ 「**予診票**」は、カルテに準じて 5 年間保管する。

2. 接種料

(1) 自己負担額

	乾燥弱毒生水痘 ワクチン（ビケン）	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン （シングリックス）
無料対象者以外	4,000 円	10,000 円×2 回
無料対象者 ※	自己負担なし（無料）	

※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯、中国残留邦人等支援給付制度受給者

(注) 対象期間外の接種は任意接種となり全額自己負担。

(2) 接種料の徴収

- ・ 上記接種料を、被接種者から徴収する。
- ・ 無料対象者に該当するかは、以下の【**無料対象であることの証明書**】のいずれかにより確認する。

【無料対象であることの証明書】

- (i) 介護保険料のお知らせ（納入通知書）（第 1～3 段階のもの）
- (ii) 生活保護適用証明書または生活保護法医療券
- (iii) 介護保険負担限度額認定証
- (iv) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
又は、「後期高齢者医療 資格確認書」（区 I 又は区 II）
(注) 国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証は無料対象の証明書に含まれない
- (v) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付対象者は「本人確認証」または「支援給付適用証明書」
- (vi) 無料対象確認証（i～v までの書類がない場合発行）

証明書類 →



(3) 接種料の請求

契約医療機関は、予防接種を実施したときは、被接種者から自己負担額分の徴収及び神戸市に助成額の請求を行う。

①請求時の送付書類

1. 請求書

請求件数と接種券の枚数が合致しているかを確認

2. 「予防接種券」

記入漏れ、チェック漏れがないかを確認

※自己負担額の有無、無料書類の✓は裏面のため必ず確認すること

②請求期限

- ・ 請求書は、提出期限までに、神戸市行政事務センターに到着するよう提出する（可能な限り翌月5日まで）。提出期限以降に届いた請求は、翌月の支払審査となる。
- ・ 翌年度に繰り越した請求に対しては、原則支払うことができないため、請求漏れのないように十分に注意する。

4. 予防接種後副反応疑い報告

予防接種によるアナフィラキシー（即時性全身反応）など、予防接種法施行規則第5条に規定する症状の患者を診察した場合は、速やかに（独）医薬品医療機器総合機（PMDA）へ報告すること。（平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発0330第1号「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」を参照）

※報告については、「電子報告受付サイト」からの提出

報告受付サイトは
こちらから!



5. 予防接種健康被害救済制度

予防接種を受けた者のうち、健康被害が生じた（疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した）場合においては、予防接種法による「予防接種健康被害救済制度」として取り扱うものとする。

【参考資料】



予防接種法



定期接種実施要領
(R7年3月31日改正)



予防接種健康被害救
済制度について



市ホームページ医療機
関向け情報